



Title	『菅家御伝記』第一部の編纂
Author(s)	溝口, 優樹
Citation	大阪大学大学院文学研究科紀要. 2020, 60, p. 39-60
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/76057
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

『菅家御伝記』 第一部の編纂

溝 口 優 樹

はじめに

『菅家御伝記』⁽¹⁾は平安時代末頃、菅原陳経によつて編纂された菅原道真の伝記である。奥書には嘉承元年（一一〇六）十二月十八日の日付があり、成立時期を知ることができる。陳経の自筆本は遺つておらず、現在に伝わる本は全て文明十年（一一四七八）に三条西実隆が書写・加筆をおこなつた写本を祖本とする。伝本はいくつかの系統があるが、江戸時代後期の天台僧である宗淵が編纂した『北野文叢』に収められたものが善本とされる。編者の菅原陳経は賀茂守道の男で、菅原師長（道真の五世孫）の養子となつた人物である。極位は従五位上で木工允・文章生・外記などを歴任しており、著作として『家榮雜抄』がある。

『菅家御伝記』は、道真の前世・現世・死後それぞれの事象を記した計三部から構成される。具体的には、第一部は菅原氏の系譜の起点となる神代の天穗日命から、菅原氏に朝臣が賜姓された八世紀末頃の道長まで、道真の先祖について記す。第二部は道真の出自を記した後、彼が年少期に田口達音に師事したこと、正暦四年（九九三）閏十月十九日に太政大臣を追贈されたことまでを扱う。そして第三部は「安楽寺学頭安修奏上」や「北野社家者説」、「外記日記」を引用し、安楽寺や北野神殿の創建事情、北野聖廟の祭礼などについて記す。このような内容を有する『菅家御伝記』は、天神信仰の歴史的展開を考えるうえで重要な史料の一つである。しかし、『菅家御伝記』が有する史料の意義は、天神信仰の研究における有用性のみにとどまらない。

道真の前世について記した第一部には、菅原氏の前身となった土師氏に関する記述がある。この第一部は、陳経や平安時代末頃における菅原氏の系譜意識がうかがわれるだけでなく、土師氏の歴史を考えるうえでも興味深い史料である。ただし、『菅家御伝記』第一部をもとに、それが扱う時代（神代・八世紀末）の史実を抽出するのは容易でない。しかし、それを素材として、土師氏や菅原氏による系譜や伝承の形成・再編過程を考えることは可能であろう。こうした観点から本稿では、『菅家御伝記』第一部がいかに編纂されたのかを検討する。具体的には、第一部の末尾に記された出典の記載を手がかりとして、各記事の撰述に用いられた典拠を確認し、出典が現存している場合は第一部の記述との比較をおこなう。それによって、陳経による『菅家御伝記』第一部の編纂姿勢を考えてみたい。こうした作業は、『菅家御伝記』全体の性格を考えるうえでも必要となろう。

一、現存しない出典

(1) 第一部の概要

まずは『菅家御伝記』第一部の全文を掲げよう。

【史料1】『菅家御伝記』第一部⁽²⁾

A 昔在神代天照太神之子天穗日命、帥^ニ其子天夷鳥命^一、^(亦曰^ニ武日照命^一)天^ニ降于出雲国^一矣。從^レ天将^ニ来神宝^一、藏^ニ于杵築神宮^一焉。

B 天夷鳥命十二世孫鸕濡淳命、^(飯入根命子)磯城瑞籬宮御宇^(崇神)天皇御世、勅定^ニ出雲国造^一。C 鸕濡淳命弟曰^ニ甘美乾飯根命^一。

D^①甘美乾飯根命子曰^ニ野見宿禰^一。^②纏向珠城宮御宇^(垂仁)天皇御世、喚^ニ野見宿禰^一、与^ニ当麻蹶速^一令^ニ掎力^一。二人相对立、各举^レ足相蹶。則野見宿禰蹈^ニ殺蹶速^一。故奪^ニ蹶速之地^一、悉賜^レ之。仍留任焉。^③於^レ是皇后日葉酢媛薨。是時古風尚存、喪葬無^レ節。天皇神襟有^ニ悲傷^一。詔曰、止^レ殉奈之為^レ何。野見宿禰奏曰、夫君王陵墓、埋^ニ立生人^一、是不^レ良也。豈得^レ伝^ニ伝^一字脱依^ニ日本紀^一補^レ之。後葉^一乎。願喚^ニ上出雲土部人等^一、取^レ埴以造^ニ作人形^一、以^ニ是土物^一、更易^ニ生人^一、樹^ニ於陵墓^一、為^ニ後葉之法則^一。天皇大喜之曰、汝便儀寔洽^ニ朕心^一。則其土物、始立^ニ于日葉酢媛命狹城墓^一。^(今狹城盾列池前陵是也)是以土物謂^ニ埴輪^一。仍下^レ令曰、自^レ今以後、陵墓必樹^ニ是土物^一、無^レ傷^レ人為。天皇厚賞^ニ野見宿禰之功^一、亦賜^ニ鍛地^一。即任^ニ土部職^一。因改^ニ本氏^一謂^ニ

土部臣^一。④其後天皇崩^二于珠城宮^一。葬^二菅原伏見山陵^一。〈今菅原御立野中陵是也〉。土部臣野見宿禰主^二喪葬之事^一。皇太子〈景行天皇〉詔充^二陵戸^一、兼守^レ山也。爾来土部氏萬葉居^二菅原伏見邑^一。E土部臣野見宿禰三世孫身臣、難波高津宮御宇〈仁徳〉天皇御世、改^二土部臣^一賜^二土部連姓^一。F土部連身臣七世孫、大唐學生甥、飛鳥淨御原宮御宇〈天武〉天皇、天下萬姓改^二定八等^一之日、改^二土部連^一、賜^レ姓曰^二土部宿禰^一。G土部宿禰甥四世孫遠江介從五位下古人、平城宮御宇〈光仁〉天皇天応元年六月上^レ状、望^下請因^二地名^一改^二土部^一以為^二中菅原姓^上。勅許^レ之。H菅原宿禰古人長男外從五位下道長、長岡宮御宇〈桓武〉天皇延暦九歲十二月、改^二菅原宿禰^一賜^レ姓曰^二菅原朝臣^一。H。

右、日本書紀・続日本紀・氏族志抄・新撰姓氏錄・菅原本系帳所^レ載。

右に掲げた『菅家御伝記』第一部は、菅原氏の系譜の起点となる天穗日命から、菅原氏に朝臣が賜姓された時の道長までの計九名について、世系を明確にしたうえでそれぞれの事績を記した内容となっている。これらは道真の先祖に関する事柄として撰述されているのであるが、道真の祖父である清公や父である是善は含まれていない。すなわち『菅家御伝記』第一部は、菅原朝臣という氏の成立過程が記された、いわば「菅原朝臣成立前史」ということができる。

(2) 「氏族志抄」

『菅家御伝記』第一部は、末尾に典拠として『日本書紀』『続日本紀』『氏族志抄』『新撰姓氏錄』『菅原本系帳』の五つの書物を掲げている。このうち、「氏族志抄」と「菅原本系帳」は現存しない。『菅家御伝記』第一部の撰述に用いられた典拠のうち、現存しない二つはいかなる書物だったのであろうか。

まずは「氏族志抄」から検討したい。「氏族志抄」と密接な関係にあるとみられる「氏族志」については、次の史料に記述がある。

【史料2】『新撰姓氏錄』序文⁽³⁾（抄出）

勝宝年中、特有^二恩旨^一、聴^二許諸蕃^一、任^レ願賜^レ之、遂使^二前姓後姓文字斯同、蕃俗和俗氏族相疑^一。万方庶民、陳^二高貴之枝葉^一、三韓蕃賓、稱^二日本之神胤^一。時移人易、罕^二知而言^一。宝字之末、其争猶繁。仍聚^二名儒^一、撰^二氏族志^一、抄案弗^レ半、逢^二時有^一難。諸儒解体、輟而不^レ興。

右は九世紀初頭に編纂された『新撰姓氏録』の序文の一部である。それによると、天平宝字年間の末に「氏族志」の編纂が企図されたものの、「難」(惠美押勝の乱および淳仁廢位事件のこと)⁽⁴⁾のため「抄案半ば」ならずして編纂が中止されたという。「氏族志」編纂に関しては、次の史料にも記述がある。

【史料3】『中臣氏系図』⁽⁵⁾所引「延喜本系」

案下依二去天平宝字五年撰氏族志所之宣^一、勘造所^レ進本系帳上云、(略)

右によると、中臣氏は「天平宝字五年の撰氏族志所の宣」をうけて本系帳を作成・提出していた。史料2を踏まえると、「撰氏族志所」とは、「氏族志」を編纂するため儒者を集めてつくられた臨時の官司であろう。

結局、「氏族志」は完成することがなかった。しかし、『菅家御伝記』の編纂に用いられた「氏族志抄」がその草案にあたるこの見方がある。⁽⁶⁾『菅家御伝記』第一部のうち、どの部分が「氏族志抄」による部分であるか明記されておらず、「氏族志」の内容も伝わっていないため、両者の関係性は必ずしも判然としない。そこで『菅家御伝記』をもとに「氏族志抄」の成立年代について検討し、それをもとに「氏族志」との関係を考えてみたい。

ここで着目したいのが、『菅家御伝記』における出典記載の配列である。第一部の末尾に記された出典は、①『日本書紀』(養老四年(七二〇))、②『続日本紀』(延暦十六年(七九七))、③「氏族志抄」、④『新撰姓氏録』(弘仁六年(八一五))、⑤「菅原本系帳」の順となっており、成立年代が明らかなものについては年代順に並んでいるといえる。

一方、道真の生前を中心に記した第二部は、①「菅家文章」(昌泰三年(九〇〇))、②『後集』(延喜三年(九〇三)頃)、③『三代実録』(延喜元年(九〇一))、④『公卿補任』(延喜年間(九〇一―九二三)以降)、⑤「菅原本系帳」、⑥「家記」の順に出典が掲げられている。十世紀初頭頃の史料については成立年代が近接しているが、『菅家後集』の後に『三代実録』があがっているなど、必ずしも成立年代順とはなっていない。第二部の場合、同じ漢詩集である『菅家文章』と『菅家後集』をひとまとめとし、そのなかで年代順に配列した後、分野の異なる『三代実録』を掲げたと考えられる。それを踏まえると、第一部についても同様に、正史である『日本書紀』と『続日本紀』をひとまとめ、氏族系譜を集成した書物である「氏族志抄」と『新撰姓氏録』もまたひとまとめとし、⁽⁷⁾それぞれのまとまりの中で時代順に配列したとみることができる。

このように考えるならば、氏族系譜を集成した書物のなかでも「氏族志抄」は『新撰姓氏録』よりも先に記されているから、相対的に古い、つまり弘仁六年を遡る書物だとみることができよう。だとすれば、「氏族志抄」は奈良時代の書物とみて問題はなく、天平宝字末年に編纂が企図された「氏族志」の草案とする見方の傍証となる。

（3）「菅原本系帳」

次に、『菅家本系帳』がいかなる書物であったのか検討したい。『中臣氏系図』所引「延喜本系」（史料3）には、「撰氏族志所」の宣によつて中臣氏が本系帳を作成、提出したことがみえる。また、本系帳については次の史料にも記述がある。

【史料4】『弘仁私記』序文⁽⁸⁾

凡厥天平勝宝之前、感神天皇年号也。世号二法師天皇一。每二一代一使三天下諸氏各献二本系一。〈謂譜牒為二本系一也〉。永藏二秘府一、不レ得二輒出一。今存二圖書寮一者、是也。

右によると、「天平勝宝の前」から諸氏族は一代ごとに本系帳を提出していたという。さらに八世紀末には、諸氏族に「本系帳」の提出が命じられたことがみえる。

【史料5】『日本後紀』延暦十八年（七九九）十二月戊戌（二十九日）条⁽⁹⁾

勅、天下臣民、氏族已衆。或源同流別。或宗異姓同。欲レ拠二譜牒一、多経二改易一。至レ檢二籍帳一、難レ弁二本枝一。宜布二告天下一、令レ進二本系帳一。三韓・諸蕃亦同。但令レ載二始祖及別祖等名一、勿レ列二支流并繼嗣歷名一。若元出三于貴族之別一者、宜下取二宗中長者署一申上之。凡厥氏姓、率多二仮濫一。宜レ在二確實一、勿レ容二詐冒一。来年八月卅日以前、惣令二進了一。便編入録、如事違二故記一、及過二嚴程一者、宜下原レ情料処、永勿申入録上。凡庸之徒、惣集為レ卷。冠蓋之族、聴二別成一レ軸焉。

右は、諸氏族に本系帳の提出を命じた詔であり、『新撰姓氏録』の編纂に繋がるものとして知られている。この時に提出が命じられた本系帳は、「始祖」および「別祖」などの名を載せ、「支流」や「繼嗣」の歴名は載せないことになっていた。このことからすると、それまでに作成されてきた本系帳では、「始祖」や「別祖」のみならず「支流」や「繼嗣」の情報も記載されていたのであろう。

以上のように、本系帳は八世紀半ば頃から諸氏族によって作成された系譜を記した書物であり、時代を経ることに加筆・更新される性

格のものであった。なお、本系帳の形式については、現在確認されているものはいずれもいわゆる文章系譜であるとされる。⁽¹⁰⁾

では、『菅家御伝記』の編纂に利用された「菅原本系帳」の成立はいつ頃に求められるのであろうか。菅原への改姓がはじめておこなわれたのは天応元年（七八一）である。したがって、「菅原本系帳」の成立はそれ以降ということになる。何度も加筆・更新されるといふ本系帳の性格からして、「菅原本系帳」も時代ごとに何度も作成されたものとみられる。そのなかで『菅家御伝記』第一部の典拠として用いられた「菅原本系帳」の年代を絞り込むうえで注目すべきは、『菅家御伝記』第二部（道真の事績を記した部分）の末尾にも典拠として「菅原本系帳」が掲げられている点である。このことから、『菅家御伝記』の編纂に用いられた「菅原本系帳」には、道真についての記載があったと考えられる。したがって、少なくとも道真の生年以降に成立したものだと考えられよう。

二、出典との比較

『菅家御伝記』第一部には、菅原氏の先祖として位置づけられた人物ごとに事績が記されている。その人物ごとに記事を区分したのが、史料1のA～Hである（H部分は、Hまで）。本章では、その区分ごとにそれぞれの典拠を確認し、現存する史料を典拠としている場合は比較をおこない、原典の記述をいかなる形で『菅家御伝記』に採録したのかを明らかにする。この作業を通して、陳経による『菅家御伝記』の編纂姿勢に迫りたい。

① A部分（天穂日命・天夷鳥命）

A部分は、神代に天照太神の子である天穂日命がその子である天夷鳥命を率いて出雲国に天降り、天から神宝を将来して杵築神宮におさめたという内容である。天夷鳥命の事績は次の史料にみえる。

【史料6】『日本書紀』崇神六十年七月己酉（十四日）条⁽¹¹⁾

詔^レ群臣^一曰、武日照命^一云、武夷鳥。又云、天夷鳥。從^レ天将来神宝、藏^二于出雲大神宮^一。是欲^レ見焉。則遣^二矢田部造遠祖武諸隅^一へ一書云、一名大母隅也。而使^レ献。当^二是時^一、出雲臣之遠祖出雲振根主^二于神宝^一。是往^二筑紫国^一、而不^レ遇矣。其弟飯入根、則被^二皇命^一。以^二神宝^一付^二三弟甘美韓日狭与^一三子鷗濡淳^一而貢上。（略）

A部分は基本的に『日本書紀』の文章を利用して撰述されていることがわかる。ただし『日本書紀』において「出雲大神宮」とある箇

所が『菅家御伝記』では「杵築神宮」となっている。また、A部分に登場する「天夷鳥命」は、『日本書紀』では「武日照命」の別名として分註に記された名称である点が留意される。

なお、天穗日命と天夷鳥命の親子関係は、『古事記』（神代上）⁽¹²⁾や「出雲国造神賀詞」（『延喜式』祝詞29出雲国造神賀条）のほか、『菅家御伝記』第一部の末尾に記された出典のひとつである『新撰姓氏録』にもみえる。

【史料7】『新撰姓氏録』左京神別中、天孫

出雲宿禰。天穗日命子、天夷鳥命之後也。

右のように、左京に本貫をもつ出雲宿禰氏の系譜には、天夷鳥命を天穗日命の子とする記述がある⁽¹³⁾。菅原氏や土師氏の系譜ではないが、『菅家御伝記』における天穗日命と天夷鳥命の記事を撰述するうえで参照された可能性があろう。

②B部分（鷗濡淳命）

B部分は、天夷鳥命の十二世孫である鷗濡淳命が崇神朝に出雲国造となったという内容である。このような所伝は、『菅家御伝記』第一部の末尾に出典として掲げられる五つの書物のうち、現存するものにはみられない。ただし、ウカヅクヌが国造に任じられたとする所伝は「国造本紀」にみえる。

【史料8】『先代旧事本紀』「国造本紀」⁽¹⁴⁾

出雲国造。瑞籬朝、以天穗日命十一世孫、宇迦都久怒^(崇神)、定賜国造^一。

右は崇神朝に天穗日命十一世孫の宇迦都久怒が国造に定められたというものである。出雲国造の任命が崇神朝とされる点、任じられたのがウカヅクヌとされる点は『菅家御伝記』と共通しているが、ウカヅクヌの世系や、漢字表記に違いがある。なお、『菅家御伝記』第一部には出典として「国造本紀」（『先代旧事本紀』）は記されていない。可能性の一つとして、出典を明記していないものの、『菅家御伝記』の編纂にあたって「国造本紀」が参照された場合も一応は想定できよう。しかし、世系が一致しないことからすると、「国造本紀」を直接参照したのではなく、鷗濡淳命が崇神朝に出雲国造に任じられたとする記述が別の史料にもあり、それを出典としていた可能性が高いと考えられる。なお、ウカヅクヌは『新撰姓氏録』にもみえる。

【史料9】『新撰姓氏録』右京神別上、天孫

出雲臣。天穗日命十二世孫、鸕鷀渟命之後也。

『新撰姓氏録』に載る出雲臣氏の系譜において、ウカヅクヌは天穗日命十二世孫とされていた。『菅家御伝記』の場合、ウカヅクヌは天穗日命の子である天夷鳥命十二世孫とされているから、『新撰姓氏録』の所伝と一世代ずれる。これらのことからB部分は、現存しない「氏族志抄」あるいは「菅原本系帳」のどちらかを典拠として撰述されたと考えられる。なお、鸕鷀渟命は菅原氏の直接の先祖にはあたらない。それにもかかわらず鸕鷀渟命が『菅家御伝記』に記されたのは、その弟であり、後の菅原氏に繋がっていくとされる甘美乾飯根命の世系を示すためであろう。

③C部分（甘美乾飯根命）

C部分は、鸕鷀渟命の弟を甘美乾飯根命といったという内容である。ウマシラカライヒネは、『新撰姓氏録』に収録された土師系諸氏の系譜にみえる。

【史料10】『新撰姓氏録』右京神別下、天孫

土師宿禰。天穗日命十二世孫、可美乾飯根命之後也。光仁天皇天応元年、改三土師賜菅原氏。有勅改賜大枝朝臣姓也。

菅原朝臣。土師宿禰同祖。乾飯根命七世孫、大保度連之後也。

【史料11】『新撰姓氏録』大和国神別、天孫

土師宿禰。秋篠朝臣同祖。天穗日命十二世孫、可美乾飯根命之後也。

右に掲げた土師宿禰・菅原朝臣氏の系譜には、天穗日命十二世孫として可美乾飯根命（乾飯根命）の名がみえる。まず「ウマシ」の表記が『菅家御伝記』では「甘美」、『新撰姓氏録』では「可美」と異なっていることが指摘できる。また先述のように『菅家御伝記』と『新撰姓氏録』ではウカヅクヌの世系が一世代ずれているが、同様にウマシカライヒネの世系も一世代のずれがみられる。すなわち、『菅家御伝記』においてウマシカライヒネは天穗日命から数えると十三世孫となるが、『新撰姓氏録』における土師系氏族の系譜では天穗日命十二世孫となっているのである。⁽¹⁵⁾ただし、ウカヅクヌとウマシカライヒネが同世代（兄弟）とされる点で両史料に相違はない。

なお、ウマシカライヒネは『日本書紀』に登場しないが、出雲の神宝をめぐる伝承（前掲史料6）において、飯入根の弟として甘美韓日狹が登場する。可美乾飯根命は、『新撰姓氏録』の編纂あるいはその原資料となる本系帳を作成する段階において、土師氏の系譜上か

ら野見宿禰を隠し、それにかわる「別祖」として、飯入根や甘美韓日狹を参考に創出された人（神）格であったと考えられる。⁽¹⁶⁾

④ D部分（野見宿禰）

D部分は、野見宿禰の事績を記した箇所であり、『菅家御伝記』第一部において最も多くの分量を占める。その内容は、世系を記した部分（①）と三つの説話（②～④）から構成される。それぞれ出典を検討したい。

(1) D①（野見宿禰の世系）

D①は、甘美乾飯根命の子を野見宿禰といったとする内容である。こうした親子関係は、末尾に記された出典のうち現存する史料にはみえない。一方、『菅家御伝記』において野見宿禰は天穗日命から数えて十四世孫となるが、こうした世系は『統日本紀』や『新撰姓氏録』にみえる。

【史料12】『統日本紀』天応元年六月壬子（二十五日）条⁽¹⁷⁾

遠江介從五位下土師宿禰古人・散位外從五位下土師宿禰道長等二十五人言、土師之先出_レ自_二天穗日命_一。其十四世孫、名曰_二野見宿禰_一。昔者、纏向珠城宮御宇垂仁天皇世、古風尚存、葬礼無_レ節。每_レ有_二凶事_一、例多殉埋。于時皇后薨、梓宮在_レ庭。帝顧_二問群臣_一曰、後宮葬礼、為_レ之奈何。群臣対曰、一遵_二倭彦王子故事_一。時臣等遠祖野見宿禰進奏曰、如_二臣愚意_一、殉埋之礼殊乖_二仁政_一。非_二益_レ国利_レ人之道_一。仍率_二土部三百余人_一、自領取_レ埴造_二諸物象_一進之。帝覽甚悦、以代_二殉人_一。号曰_二埴輪_一。所謂立物は也。此即往帝之仁德、先臣之遺愛、垂_二裕後昆_一、生民頼矣。式觀_二祖業_一、吉凶相半、若其諱辰掌_レ凶、祭日預_レ吉。如_レ此供奉、允合_二通途_一。今則不_レ然。專預_二凶儀_一。尋_二念祖業_一、意不_レ在_レ茲。望請、因_二居地名_一、改_二土師_一以為_二菅原姓_一。勅、依_レ請許_レ之。

【史料13】『新撰姓氏録』山城国神別、天孫

土師宿禰。天穗日命十四世孫、野見宿禰之後也。

【史料14】『新撰姓氏録』和泉国神別、天孫

土師宿禰。秋篠朝臣同祖。天穗日命十四世孫、野見宿禰之後也。

土師連。同_レ上。

このように、野見宿禰を天穗日命十四世孫とする世系は『統日本紀』や『新撰姓氏録』に確認することができ、『菅家御伝記』と一致

している。ただし、『新撰姓氏録』において可美乾飯根命は天穗日命十二世孫（前掲史料10・11）、野見宿禰は天穗日命十四世孫とされており（史料13・14）、親子の關係にはならない。

(2) D②（当麻蹶速との相撲）

D②は野見宿禰と当麻蹶速の相撲にまつわる伝承である。その概要は次のようなものである。

- i 垂仁期に野見宿禰を喚び、当麻蹶速と相撲をさせたところ、野見宿禰は蹶速を踏み殺した。
- ii そのため蹶速の地を奪って与えた。
- iii それによって野見宿禰は留まることとなった。

ほぼ同内容の伝承が、『日本書紀』にみえる。

【史料15】『日本書紀』垂仁七年七月乙亥（七日）条

左右奏言、当麻邑有^二勇悍士^一。曰^二当麻蹶速^一。其為^レ人也、強力以能毀^レ角申^レ鉤。恒語^二衆中^一曰、於^二四方^一求之、豈有^下比^二我力^一者乎。何遇^二強力者^一、而不^レ期^二死生^一、頓得^二争力^一焉。天皇聞之、詔^二群卿^一曰、朕聞、当麻蹶速者、天下之力士也。若有^二比此人^一耶。一臣進言、臣聞、出雲国有^二勇士^一。曰^二野見宿禰^一。試召^二是人^一、欲^レ当^二于蹶速^一。即日、遣^二倭直祖長尾市^一、喚^二野見宿禰^一。於是、野見宿禰自^二出雲^一至。則当麻蹶速与^二野見宿禰^一令^二相搏^一。二人相对立。各拳^レ足相蹶。則蹶^二折当麻蹶速之脇骨^一。亦蹈^二折其腰^一而殺之。故奪^二当麻蹶速之地^一、悉賜^二野見宿禰^一。是以其邑有^二腰折田^一之縁也。野見宿禰乃留仕焉。

字句の一致から、『菅家御伝記』の当該箇所が『日本書紀』垂仁七年七月乙亥条を出典として撰述されたことは明らかである。両者を比較すると、『菅家御伝記』のD②部分は、『日本書紀』の出典記事の語句をほぼそのまま利用しつつ、文意が変わらない程度で大幅に省略をおこなっていることがわかる。ここで注目したいのは、その省略の方法である。『日本書紀』は、土師氏の始祖である野見宿禰が「腰折田」を賜った由来を説明することに力点がある。この伝承は、それが語られた「現在」に、おそらく土師氏が「腰折田」を領有しており、その正当性を担保することを意図したものだったと考えられる。

その一方、『菅家御伝記』においては、「腰折田」の説明が省略されている。『菅家御伝記』によると、土部氏は「地名」にもとづいて菅原に改姓することになるが（G部分）、D②部分は、その前提として野見宿禰が垂仁のもとに喚された（出雲国から大和国に来た）経

緯を説くことに眼目があったと考えられよう。つまり野見宿禰と当麻蹶速の相撲を記したほぼ同内容の伝承であるが、『菅家御伝記』と『日本書紀』では強調したい点が異なっているのである。⁽¹⁸⁾

ちなみに、垂仁天皇のことを「纏向珠城宮御宇天皇」と記す点は『統日本紀』天応元年六月壬子条（前掲史料12）にみえる菅原への改姓記事と共通している。ただし、天皇を〈宮号＋御宇天皇〉と表記する方法は『菅家御伝記』第一部全体で統一されており、『統日本紀』を参照したためというよりも、『菅家御伝記』の編纂方針によるものとみることができるとは。

(3) D③（日葉酢媛の喪葬）

D③は、垂仁の皇后である日葉酢媛の喪葬における野見宿禰の功績を記した内容である。その概要は次のようなものである。

- i 皇后の日葉酢媛が薨じたが、当時は「古風」がまだ残っており、喪葬に節がなかった。
 - ii 天皇はそれを悲しみ、詔してこれを止めるべきかどうか問うた。
 - iii 野見宿禰は君王の陵墓に生きた人を埋め立てるのは良くないことであり、後世に伝えるべきでないとして、出雲の土部らを喚し、人の形を作って生きた人の代わりに陵墓にたてて後世に伝えることを願い出た。
 - iv 天皇は大いに喜んで、野見宿禰の提案が自分の心になつているとし、土物を日葉酢媛命狭城墓に立てた。これを埴輪という。
 - v それにより、陵墓には必ず土物をたてて人を傷つけてはならないとした。
 - vi 天皇は野見宿禰の功績をほめ、また鍛地を賜った。そして土部職に任じ、本の氏を改めて土部臣といった。
- これとはほぼ同内容の伝承が、『日本書紀』および『統日本紀』にみえる。

【史料16】『日本書紀』垂仁三十二年七月己卯（六日）条

皇后日葉酢媛命（一云、日葉酢根命也）薨。臨葬有日焉。天皇詔群卿曰、從死之道、前知不可。今此行之葬奈之為何。於是、野見宿禰進曰、夫君王陵墓、埋立生人、是不良也。豈得後葉一乎。願今將議便事而奏之。則遣使者、喚上出雲国之土部壹佰人、自領土部等、取埴以造作人馬及種々物形、獻于天皇。曰、自今以後、以是土物、更易生人、樹於陵墓、為後葉之法則。天皇、於是、大喜之、詔野見宿禰曰、汝之便議、寔洽朕心。則其土物、始立于日葉酢媛命之墓。仍号是土物謂埴輪。亦名立物也。仍下令曰、自今以後、陵墓必樹是土物、無傷人焉。天皇厚賞野見宿禰。

之功^一、亦賜^二鍛地^一。即任^三土部職^一。因改^二本姓^一謂^三土部臣^一。是土部連等主^二天皇喪葬^一之縁也。所謂野見宿禰、是土部連等之始祖也。

【史料12】『続日本紀』天武元年六月壬子条（再掲）

遠江介從五位下土師宿禰古人・散位外從五位下土師宿禰道長等一十五人言、土師之先出^レ自^二天穗日命^一。其十四世孫、名曰^二野見宿禰^一。昔者、纏向珠城宮御宇垂仁天皇世、古風尚存、葬礼無^レ節。每^レ有^二凶事^一、例多殉埋。于時皇后薨、梓宮在^レ庭。帝顧^二問群臣^一曰、後宮葬礼、為^レ之奈何。群臣對曰、一遵^二倭彦王子故事^一。時臣等遠祖野見宿禰進奏曰、如^二臣愚意^一、殉埋之礼殊乖^二仁政^一。非^二益^レ國利^レ人之道^一。仍率^二土部三百余人^一、自領取^レ埴造^二諸物象^一進之。帝覽甚悅、以代^二殉人^一。号曰^二埴輪^一。所謂立物は也。此即往帝之仁德、先臣之遺愛、垂^二裕後昆^一、生民賴矣。式觀^二祖業^一、吉凶相半、若其諱辰掌^レ凶、祭日預^レ吉。如^レ此供奉、允合^二通途^一。今則不^レ然。專預^二凶儀^一。尋^二念祖業^一、意不^レ在^レ茲。望請、因^二居地名^一、改^二土師^一以為^二菅原姓^一。勅、依^レ請許^レ之。

右に掲げた野見宿禰にまつわる二つの伝承のうち、史料12における説話は、史料16をもとにして再構成されたものである。『菅家御伝記』の当該箇所は、字句の一致から基本的に『日本書紀』垂仁三十二年七月己卯条をもとに撰述されたことは明らかである。ただし、「古風尚存、喪葬無節」の部分については『続日本紀』を典拠とするとみられる（『菅家御伝記』に「喪葬」とある箇所が『続日本紀』では「葬礼」となっており細部に違いもある）。

さて、『菅家御伝記』の当該箇所と『日本書紀』の対応記事を比較すると、『菅家御伝記』は原則として『日本書紀』の語句を利用しつつも、大意が変わらない程度に省略をおこなっていることがわかる。例えば『日本書紀』では、野見宿禰が「便事を議^{はか}りて奏」すことを願ひ出たうえで、使者を派遣し、出雲国の土部を喚し上げて埴輪を作り、それを献じて生人にかえて陵墓にたて、それを「後葉之法則」とすることを提案したとされる。それに対して『菅家御伝記』は、出雲の土部を喚し上げて埴輪を作り、生人にかえて陵墓にたて、それを「後葉之法則」とするという一連の行為を願ひ出たと読める。また、『菅家御伝記』では野見宿禰が馬や種々の形の埴輪を作ったことが省略されているほか、土部の人数も省略されている。土部の人数について『日本書紀』では百人、『続日本紀』（および『類聚三代格』卷十二・十七、延暦十六年（七九七）太政官符）では三百人とする。原資料の間で異同があるうえ、『菅家御伝記』の文脈上、土部の人数はさほど重要でなかったため省略されたのであろうか。

『菅家御伝記』における出典記事の省略は、それぞれの史料が有する性格の違いを考慮するうえで興味深い。特に注目したのは、『日本書紀』の記事の末尾に記された「土部連ら、天皇の喪葬を主る縁なり」との一文が『菅家御伝記』において省略されており、本氏を土部臣と改めたという一文で結ばれていることである。『日本書紀』に記された野見宿禰の伝承は、伝承が語られたり（七世紀半ば頃とみられる）、『日本書紀』が編纂されたりした「現在」における土師氏の政治的地位を正当化することに眼目があったと考えられる。⁽¹⁹⁾ に対して『菅家御伝記』は、土師氏が「天皇の喪葬を主」ることになった経緯よりも、むしろ野見宿禰が「土部臣」となった経緯に関心があつたのである。

(4) D④（垂仁天皇の喪葬）

D④は、垂仁天皇の喪葬における野見宿禰の功績などを記した箇所である。その概略は次のようなものである。

i 日葉酢媛の喪葬の後、垂仁が崩じ、菅原伏見山陵に葬った。

ii 土部臣野見宿禰が喪葬の事を主った。

iii 皇太子（景行天皇）が詔して陵戸に充て、⁽²⁰⁾ 山陵を守らせた。それ以来、土部氏は万葉に菅原伏見邑に居することとなった。

右のような所伝は、『菅家御伝記』第一部の末尾に記された出典のうち、現存する『日本書紀』『続日本紀』『新撰姓氏録』（現行本）にはみえない。したがって、「氏族志抄」か「菅原本系帳」、あるいは完本の『新撰姓氏録』が出典の候補となる。

なお『菅家御伝記』によれば、後に土部氏は地名にもとづいて菅原に改姓することになるが（G部分）、D④部分は、その前提として土部氏が菅原に居住するようになった経緯を説明する点に主眼が置かれているといえよう。

⑤ E部分（土部連身臣）

E部分の内容は、土部臣野見宿禰の三世孫である身臣が仁徳天皇の時代に土部臣を改めて土部連姓を賜ったというものである。『菅家御伝記』第一部の末尾に記された出典のうち、現存する『日本書紀』『続日本紀』『新撰姓氏録』（現行本）にはみえない。

⑥ F部分（土部宿禰甥）

F部分は、土部連身臣七世孫である大唐学生の子が、天武天皇の時代に八色姓が制定された際、土部連を改め姓を賜り、土部宿禰といったという内容である。これと関連する記事が『日本書紀』にみえる。

【史料17】『日本書紀』天武十三年（六八四）十二月癸未（六日）条

大唐学生土師宿禰甥・白猪史宝然、及百濟役時没大唐一者猪使連子首・筑紫三宅連得許、伝新羅一至。則新羅遣大奈末金物儒、送二甥等於筑紫一。

【史料18】『日本書紀』天武十三年（六八四）十二月己卯（二日）条

大伴連・佐伯連・阿曇連・忌部連・尾張連・倉連・中臣酒人連・土師連・掃部連・境部連・桜井田部連・伊福部連・巫部連・忍壁連・草壁連・三宅連・児部連・手繩連・丹比連・朝丹比連・漆部連・大湯人連・若湯人連・弓削連・神服部連・額田部連・津守連・梶犬養連・稚犬養連・玉祖連・新田部連・倭文連・（倭文、此云三之頭於利）・永連・凡海連・山部連・矢集連・狹井連・爪工連・阿刀連・茨田連・田目連・小子部連・菟道連・猪使連・海犬養連・間人連・春米連・美濃連・諸会臣・布留連、五十氏賜姓曰宿禰一。

史料17は天武十三年に土師宿禰甥・白猪史宝然らが新羅經由で帰国したというものであり、甥が大唐学生として渡唐していたことが知られる。史料18は八色の姓を制定した際、大伴連ら計五十氏に宿禰を賜姓したというものであり、そのなかに土師連がみえる。このように甥が大唐学生であったこと、天武期に土師氏が宿禰を賜姓されたことは『日本書紀』に記されている。しかし、これらの記事がF部分に直接引用されているわけではない。F部分を撰述する際、『日本書紀』が参照された可能性は当然あるが、現存しない「氏族志抄」や「菅原本系帳」あるいは完本の『新撰姓氏録』に、甥に対する宿禰賜姓記事があり、そちらが直接の典拠となっている可能性も考えられよう。なお、甥が身臣の七世孫であることは現存する史料にみえない。

⑦ G部分（菅原宿禰古人）

G部分の内容は、土部宿禰甥の四世孫である遠江介従五位下古人が天応元年に状をたてまつり、地名によって菅原に改姓することを願ひ出て認められたというものである。これとはほぼ同内容の記事が、『続日本紀』にある。

【史料12】『続日本紀』天応元年六月壬子（二十五日）条（再掲）

遠江介従五位下土師宿禰古人・散位外従五位下土師宿禰道長等一十五人言、（中略）望請、因居地名一、改土師一以為菅原姓一。勅、依レ請許レ之。

『続日本紀』の「土師」「居地名」がそれぞれ『菅家御伝記』では「土部」「地名」となっており、「依請」が『菅家御伝記』にはないと

いった些細な異同はあるものの、大半の字句が一致することから、基本的には史料12の末尾部分を引用して『菅家御伝記』の文章が作成されたとみて間違いない。また、「光仁天皇天応元年」の表現は『新撰姓氏録』右京神別下に収められた土師宿禰氏の系譜（前掲史料10）にみえる。なお、古人が甥の四世孫であることは現存する『日本書紀』『続日本紀』『新撰姓氏録』（現行本）にはみえない。

⑧H部分（菅原朝臣道長）

H部分の内容は、菅原宿禰古人の長男である外従五位下道長が桓武天皇の延暦九年（七九〇）に菅原宿禰を改めて菅原朝臣となったというものである。これと関連する記事が『続日本紀』にみえる。

【史料19】『続日本紀』延暦九年十二月辛酉（三十日）条

勅、外従五位下菅原宿禰道長・秋篠宿禰安人等並賜二姓朝臣^一。又正六位上土師宿禰諸士等賜二姓大枝朝臣^一。其土師氏、惣有^二三四腹^一。中宮母家者、是毛受腹也。故毛受腹者、賜二大枝朝臣^一。自余三腹者、或従^二秋篠朝臣^一、或従^二菅原朝臣^一矣。

右は延暦九年に菅原宿禰道長・秋篠宿禰安人らに朝臣を賜姓し、土師宿禰諸士など、「中宮母家」に連なる「毛受腹」の土師氏に大枝朝臣を賜姓したという記事である。菅原氏の人物として名前があがっているのは道長だけであるが、「毛受腹」以外の「三腹」は秋篠朝臣や菅原朝臣となったとあるように、菅原朝臣となったのは道長だけではなかった。後に道真を輩出することになる菅原朝臣という氏は、この時に朝臣を賜姓されて成立したことになる。道長を古人の長男とする『菅家御伝記』当該部分の記述には疑問もあるが、いずれにしても道長は道真の直接の先祖にはあたらない。⁽²¹⁾しかし、この時に菅原氏に朝臣が賜姓されたことは事実だと認められるから、道長は朝臣賜姓時における菅原氏の代表として『菅家御伝記』に記されているとみることができる。つまり菅原氏全体への朝臣賜姓を道長に代表させて記している点において、『続日本紀』と『菅家御伝記』は一致しているといえよう。また、どちらも道長の位階を外従五位下としており、異同はない。

ただし、『続日本紀』の字句をそのまま利用してH部分が撰述されたわけではない。H部分を撰述する際に『続日本紀』の対応記事（史料19）が参照された可能性はあるが、別の原資料から直接引用していた可能性もあろう。この場合、「菅原本系帳」が利用された可能性が高いと思われる。なお、道長を古人の長男とする記述は『続日本紀』にみえない。

⑨全体を通して

【表】『菅家御伝記』第一部の出典対照表

『菅家御伝記』	出典
A部分（天穗日命・天夷鳥命） 昔在神代天照太神之子天穗日命、帥其子天夷鳥命、（亦曰武日照命）天降于出雲国矣。従天将来神宝、藏于杵築神宮焉。	○『日本書紀』崇神六十年七月己酉条 詔群臣曰、武日照命（一云、武夷鳥。又云、天夷鳥。）従天将来神宝、藏于出雲大神宮。是欲見焉…… △『新撰姓氏錄』左京神別中、天孫 出雲宿禰。天穗日命子、天夷鳥命之後也。
B部分（鷗瀦命） 天夷鳥命十二世孫鷗瀦命、（飯入根命子。）磯城瑞籬宮御宇（崇神）天皇御世、勅定出雲国造。	
C部分（甘美乾飯根命） 鷗瀦命弟曰甘美乾飯根命。	
D部分（野見宿禰） D①（野見宿禰の世系） 甘美乾飯根命子曰野見宿禰。	△『続日本紀』天武元年六月壬子条 遠江介從五位下土師宿禰古人・散位外從五位下土師宿禰道長等一十五人言、土師之先出自天穗日命。其十四世孫、名曰野見宿禰…… △『新撰姓氏錄』山城国神別、天孫 土師宿禰。天穗日命十四世孫、野見宿禰之後也。 △『新撰姓氏錄』和泉国神別、天孫 土師宿禰。秋篠朝臣同祖。天穗日命十四世孫、野見宿禰之後也。 土師連。同上。
D②（当麻蹶速との相撲） 纏向珠城宮御宇（垂仁）天皇御世、喚野見宿禰、与当麻蹶速令拊力。二人相對立、各拳足相蹶。則野見宿禰蹈殺蹶速。故奪蹶速之地、悉賜之。仍留任焉。	○『日本書紀』垂仁七年七月乙亥条 ……即日、遣倭直祖長尾市、喚野見宿禰。於是、野見宿禰自出雲至。則当麻蹶速与野見宿禰令拊力。二人相對立。各拳足相蹶。則蹶折当麻蹶速之脇骨。亦蹈折其腰而殺之。故奪当麻蹶速之地、悉賜野見宿禰。是以其邑有腰折田之縁也。野見宿禰乃留仕焉。
D③（日葉酢媛の喪葬） 於是皇后日葉酢媛薨。是時古風尚存、喪葬無節。天皇神襟有悲傷。詔曰、止殉奈之為何。野見宿禰奏曰、夫君王陵墓、埋立生人、是不良也。豈得伝（伝字脱依日本紀補之）後葉乎。願喚上出雲土部人等、取埴以造作人形、以是土物、更易生人、樹於陵墓、為後葉之法則。天皇大喜之曰、汝便儀寔洽朕心。則其土物、始立于日葉酢媛命狹城墓。（今狹城盾列池前陵是也。）是以土物謂埴輪。仍下令曰、自今以後、陵墓必樹是土物、無傷人為。天皇厚賞野見宿禰之功、亦賜鍛地。即任土部職。因改本氏謂土部臣。	○『日本書紀』垂仁三十二年七月己卯条 皇后日葉酢媛命（一云、日葉酢根命也。）薨。臨葬有日焉。天皇詔群卿曰、從死之道、前知不可。今此行之葬奈之為何。於是、野見宿禰進曰、夫君王陵墓、埋立生人、是不良也。豈得伝後葉乎。願今將議便事而奏之。則遣使者、喚上出雲国之土部壹佰人、自領土部等、取埴以造作人馬及種々物形、獻于天皇曰、自今以後、以是土物、更易生人、樹於陵墓、為後葉之法則。天皇、於是、大喜之、詔野見宿禰曰、汝之便議寔洽朕心。則其土物、始立于日葉酢媛命之墓。仍乃是土物謂埴輪。亦名立物也。仍下令曰、自今以後、陵墓

D④（垂仁天皇の喪葬） 其後天皇崩于珠城宮。葬菅原伏見山陵。〈今菅原御立野中陵是也〉。土部臣野見宿禰主喪葬之事。皇太子〈景行天皇〉詔充陵戸、兼守山也。爾來土部氏萬葉居菅原伏見邑。	必樹是土物、無傷人焉。天皇厚賞野見宿禰之功、亦賜鍛地。即任土部職。因改本姓謂土部臣。是土部連等主天皇喪葬之緣也。所謂野見宿禰、是土部連等之始祖也。 ○『続日本紀』天応元年六月壬子条 遠江介從五位下土師宿禰古人・散位外從五位下土師宿禰道長等一十五人言、土師之先出自天穗日命。其十四世孫、名曰野見宿禰。昔者、纏向珠城宮御宇垂仁天皇世、古風尚存、葬礼無節。每有凶事、例多殉埋。于時皇后薨、梓宮在庭。帝顧問群臣曰、後宮葬礼、為之奈何。群臣對曰、一遵倭彦王子故事。時臣等遠祖野見宿禰進奏曰……
E部分（土部連身臣） 土部臣野見宿禰三世孫身臣、難波高津宮御宇（仁徳）天皇御世、改土部臣賜土部連姓。	
F部分（土部宿禰甥） 土部連身臣七世孫、大唐學生甥、飛鳥淨御原宮御宇（天武）天皇、天下萬姓改定八等之日、改土部連、賜姓曰土部宿禰。	△『日本書紀』天武十三年十二月癸未条 大唐學生土師宿禰甥・白猪史宝然、及百濟役時没大唐者猪使連子首・筑紫三宅連得許、伝新羅至。則新羅遣大奈末金物儒、送甥等於筑紫。 △『日本書紀』天武十三年十二月己卯条 大伴連……土師連……五十氏賜姓曰宿禰。
G部分（菅原宿禰古人） 土部宿禰甥四世孫遠江介從五位下古人、平城宮御宇（光仁）天皇天応元年六月上状、望請因地名改土部以為菅原姓。勅許之。	○『続日本紀』天応元年六月壬子条 遠江介從五位下土師宿禰古人・散位外從五位下土師宿禰道長等一十五人言……望請、因居地名、改土師以為菅原姓。勅、依請許之。
H部分（菅原朝臣道長） 菅原宿禰古人長男外從五位下道長、長岡宮御宇（桓武）天皇延暦九歲十二月、改菅原宿禰賜姓曰菅原朝臣。	△『続日本紀』延暦九年十二月辛酉条 勅、外從五位下菅原宿禰道長・秋篠宿禰安人等並賜姓朝臣。又正六位上土師宿禰諸士等賜姓大枝朝臣。其土師氏、惣有四腹。中宮母家者、是毛受腹也。故毛受腹者、賜大枝朝臣。自余三腹者、或從秋篠朝臣、或從菅原朝臣矣。

【凡例】

出典の史料名に付した○は直接の引用が認められるもの、△は直接の引用は認められないが参照された可能性があるものを示す
 出典の傍線は『菅家御伝記』に引用されている文字、二重傍線は『菅家御伝記』との間で異同がある文字を示す

ここまで、『菅家御伝記』第一部の編纂に利用された出典をめぐって、人物ごとに分けて検討をおこなってきた。『菅家御伝記』の記述と、それに対応する出典の対応関係を示すと表のようになる。

次に、出典に関して第一部全体に通じる問題を考えたい。第一に指摘できるのは、世系の記述の多くが現存する史料に依っていないとみられる点である。すなわち、『菅家御伝記』第一部にみえる世系の記述のうち、天夷鳥命が天穗日命の子とされる点は『新撰姓氏録』に、野見宿禰が天穗日命十四世孫とされる点は『続日本紀』や『新撰姓氏録』にみえるが、鸕鷀渟命から道長にいたるまで、前の人物から△世孫とする記述は現存する史料にみえない。こうした世系については「氏族志抄」あるいは「菅原本系帳」のいずれかに依拠していたものと考えられる。

第二に指摘したいのは、土師氏のウヂナが「土師」ではなく「土部」で統一されている点である。筆者は先に、土師氏のウヂナの表記をめぐる問題について検討したことがある。それによれば、八世紀頃までは「土師」と「土部」が通用されていたものの、『日本書紀』や『続日本紀』では原則として「土師」に統一され、垂仁紀など一部に「土部」の表記が遺つたものと考えられる。⁽²²⁾ところが『日本書紀』や『続日本紀』とは反対に、『菅家御伝記』では「土部」で統一されている。『菅家御伝記』は、なぜ土師氏のウヂナの表記を「土部」で統一したのであろうか。

その理由を考えるうえでまず注目したいのは、『日本書紀』に記された日葉酢媛の喪葬にまつわる伝承（史料16）において「土部」の表記が採用されている点である。土師氏および菅原氏にとって日葉酢媛の喪葬は、先祖がはじめて賜姓された画期的な出来事であった。日葉酢媛の喪葬にまつわる伝承は、『菅家御伝記』第一部の撰述に利用された出典のうち『日本書紀』と『続日本紀』にみえているが、野見宿禰の賜姓について記すのは前者のみである。したがって、陳経が野見宿禰の賜姓記事（D③部分）を撰述する際は、必然的に『日本書紀』に依拠することとなったであろう。このように、『菅家御伝記』第一部における最初の賜姓に関する記述が『日本書紀』に依拠しており、その典拠となった記事が「土部」の表記を採っていたため、『菅家御伝記』も「土部」の表記を用いることになったと考えられる。

もう一つ留意されるのは、「土部」を賜与された野見宿禰の子孫が「土師」に改姓したことを示す史料がないことである。⁽²³⁾このことから陳経は、菅原氏の先祖は菅原に改姓するまで「土部」姓であったと判断したのではなからうか。

以上のように、『菅家御伝記』における最初の賜姓記事の典拠となった『日本書紀』の記事が「土部」表記を採っていたこと、また「土部」から「土師」に改めたことを示す史料がなかったことから、陳経は「土部」表記で統一を図ったものと考えられる。

おわりに

本稿では、『菅家御伝記』のうち、菅原朝臣成立前史を記した第一部について、出典となる史料との比較検討をおこなってきた。その結果をまとめると、次のような『菅家御伝記』第一部の編纂姿勢がうかがいあがってくる。

①菅原氏の先祖について、姓の変化（D③・EFGH）や居住地の変化（D②・D④）など、菅原氏の成立過程において重要な出来事を選択して採録している。

②撰述にあたっては、出典の語句をそのまま利用しつつ、大意が変わらない程度に省略をおこなっている。

③『日本書紀』を典拠とする所伝は、説話が本来説明しようとしていた結末部分を省略している。

さて、①については、道真の先祖について、系譜の起点となる天穗日命から、菅原朝臣という氏が成立した時の道長まで、菅原氏の起りを説明することを目的として『菅家御伝記』第一部が編纂されたことを示す。したがって、採録される人物は当然ながら取捨選択を経たものであり、道真の先祖として位置づけられる可能性のある人物であっても、採録されていない場合がある。

このことは②③とも関わっており、出典にある記事から、菅原氏の起りを説明するのに必要な部分が取捨選択され、不要と判断された記述は省略されているのである。こうした省略については野見宿禰についての記述に顕著であり、典拠となった『日本書紀』の説話では、当麻邑に腰折田があることの由来（史料15）や、土部連らが天皇の喪葬を主ることになった由来（史料16）を説くことに眼目があったが、それをもとにした『菅家御伝記』の記事では、その部分が省略されている。つまり『菅家御伝記』第一部は、原典が本来意図していた政治的主張を捨象し、菅原朝臣成立前史を説明する文脈のもとに再構成されているのである。

このような省略を経たうえで『菅家御伝記』第一部に採録された記事は、出典の字句がかなり尊重されているとみてよい。『菅家御伝記』の本文は、「菅公にまつわる伝承的要素の記事が皆無に近しいところ」に特色があり、陳経は「伝承的要素を除き、史実の積み重ねによってのみ正確で信憑性の濃い伝記を著作した」といわれる⁽²⁴⁾。本稿での検討結果を踏まえても、第一部は出典に忠実に編纂された様相をうか

がうことができよう。ただし、③のように大幅な省略が施されており、出典となる史料に本来込められていた意図が抜け落ちている点には留意が必要である。

本稿では、『菅家御伝記』第一部の記述のうち、現存しない出典に依るものには検討が及んでいない。こうした『菅家御伝記』のみに見える独自の所伝がいかに形成されたのかという点は、更に検討する必要がある。また、『菅家御伝記』全体の編纂姿勢を明らかにするには、第二部・第三部の分析も不可欠である。これらは今後の課題として、ひとまず擱筆したい。

註

- (1) 『菅家御伝記』の概要は、西田長男「菅家御伝記」(『群書解題』第一巻中所収、続群書類従完成会、一九六二年)、『神道大系 神社編十一 北野』(神道大系編纂会、一九七八年)の解題による。
- (2) 『神道大系 神社編十一 北野』神道大系編纂会。
- (3) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究 本文篇』(吉川弘文館、一九六二年)。
- (4) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究 考証篇 第二』(吉川弘文館、一九八一年)、一四七頁。
- (5) 『群書類従』巻第六十二。
- (6) 田中卓「日本紀弘仁講書と新撰姓氏録の撰述―平安時代初期の歴史精神についての一考察―」(田中卓著作集9 新撰姓氏録の研究)所収、国書刊行会、一九九六年、初出は一九五〇年。
- (7) 「菅原本系帳」も、「氏族志抄」や『新撰姓氏録』とともに系譜関係の書物として分類された可能性はある。
- (8) 『新訂増補国史大系』吉川弘文館。
- (9) 『新訂増補国史大系』吉川弘文館。
- (10) 鈴木正信『海部氏系図』の構成と成立過程」(『日本古代の氏族と系譜伝承』所収、吉川弘文館、二〇一七年、初出は二〇一五年)。
- (11) 『新訂増補国史大系』吉川弘文館。以下、『菅家御伝記』の典拠となった史料については、『菅家御伝記』と一致する文字に傍線、異同がある文字に二重傍線を付した。

- (12) 『古事記』は建比良鳥命を天菩比命の子とする。建比良鳥命は天夷鳥命と同一の神格である。
- (13) 『新撰姓氏録』山城国神別に収められた出雲臣氏の系譜にも、天穗日命の子として天日名鳥命がみえる。
- (14) 『新訂増補国史大系』吉川弘文館。
- (15) 同じ『新撰姓氏録』でも、摂津国神別に収められた凡河内忌寸氏の系譜において、可美乾飯根命は天穗日命十三世孫とされており、かかる世系は『菅家御伝記』と一致することとなる。しかし『新撰姓氏録』において、ウカヅクヌを天穗日命十三世孫とする記述は確認できず、凡河内忌寸氏の系譜において可美乾飯根命がウカヅクヌの弟として位置づけられていたかは不明である。いずれにせよ、陳経が『菅家御伝記』を撰述する際に、土師宿禰氏・菅原朝臣氏の系譜ではなく、敢えて凡河内忌寸氏の系譜に依拠したとは考えがたい。
- (16) 溝口優樹「政治的動向からみた土師氏の系譜―『日本書紀』から『新撰姓氏録』まで―」（『日本歴史』八四九、二〇一九年）。
- (17) 『新日本古典文学大系』岩波書店。
- (18) 神道大系本の『菅家御伝記』が「留任」とする箇所は、群書類従本では「留仕」につくる。また、出典と推定される『日本書紀』（国史大系本）では「留仕」となっているが、それは原本の「留任」を改めたものである。これらの点をふまえると、陳経が『菅家御伝記』撰述にあたって参照した『日本書紀』では「留任」につくっており、それを参照したために『菅家御伝記』も「留任」につくっていた可能性が高いと考えられる。
- (19) 溝口優樹前掲註（16）論文。
- (20) 「充陵戸」の箇所について、神道大系本は「支陵戸」、群書類従本は「充陵戸」とする。群書類従本に従い、「充陵戸」とする。
- (21) 古人と道真の間の世系を示せば、「古人―清公―是善―道真」となる。
- (22) 溝口優樹前掲註（16）論文、同「土師氏の系譜と伝承―野見宿禰を中心に―」（篠川賢編『日本古代の氏と系譜』所収、雄山閣、二〇一九年）。
- (23) 『日本書紀』において次に土師氏が登場する仁徳天皇六十年十月条では「土師連」と表記されるが、ウヂナの変更に付いては何も記されない。
- (24) 真壁俊信「菅公の子孫達による動静」（『天神信仰と先哲』所収、太宰府天満宮文化研究所、二〇〇五年）。

A Study on the Editing of *Kanke Godenki* 菅家御伝記 part I

Yuki MIZOGUCHI

Kanke Godenki is SUGAWARA-no-Michizane's 菅原道真 biography that was edited by SUGAWARA-no-Nobutsune 菅原陳経 in 1106. *Kanke Godenki* is composed of three parts. Part I describes Michizane's ancestors. The aim of the present study is to clarify how *Kanke Godenki* part I was edited by comparing with its sources. *Kanke Godenki* part I quotes *Nihonshoki* 日本書紀, *Shokunihongi* 続日本紀, *Shizokushishou* 氏族志抄, *Shinsenshoujiroku* 新撰姓氏録, and *Sugawarahonkeichou* 菅原本系帳. Nobutsune selected and recorded important articles on the ancestors of SUGAWARA clan that proved the establishment of the clans such as changing of their surname and settled areas. He also recorded the articles of sources with some omission. So, the articles of *Kanke Godenki*, which are based on *Nihonshoki*, lost their originally political insinuations.